

令和7年流山市教育委員会会議第2回定例会会議録

- 1 日 時 令和7年2月13日（木曜日）
開会 午前10時00分
閉会 午前11時15分
- 2 場 所 流山市役所 301会議室
- 3 出席委員 教 育 長 吉田 瑞穂
教育長職務代理者 宮田 義則
委 員 山本 正子
委 員 羽中田 彩記子
委 員 宮本 尚子
委 員 勝本 正實
- 4 欠席委員 なし
- 5 傍聴者 なし
- 6 出席職員 教育総務部長兼学校施設課長 大塚 昌浩
学校教育部長 南 暁男
生涯学習部長 石川 博一
教育総務部次長兼教育総務課長 新倉 英之
生涯学習部次長
兼文化芸術・生涯学習課長 寺門 宏晋
指導課長 郡司 美紀
スポーツ振興課長 小池 昌樹
公民館長 佐々木 武男
図書館長 伊原 純子
博物館長 北澤 滋

7	事務局職員	教育総務課長補佐	遠山 美保
		教育総務課庶務係長	石川 春樹
		教育総務課主事	石戸 寛諭
		教育総務課会計年度任用職員	寺坂 真佐美

8 議案等

- 議案第 2号 流山市教育振興基本計画の策定について
- 議案第 3号 令和7年度教育費予算案について
- 議案第 4号 令和6年度教育費補正予算案について
- 議案第 5号 流山市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例及び流山市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の原案について
- 議案第 6号 流山市流山スポーツフィールド及び東部スポーツフィールドの設置及び管理に関する条例の原案について
- 議案第 7号 流山市立小学校及び中学校通学区域規則の一部を改正する規則の制定について

9 議事の内容

(開会 午前10時00分)

吉田教育長 ただいまから、令和7年流山市教育委員会会議第2回定例会を開会します。
 まず、令和7年流山市教育委員会会議第1回定例会の会議録をお配りして
 ありますが、御意見、御指摘ございますか。

(特になし との声あり)

吉田教育長 特になしということですので、承認ということにします。
 これより議事に入りますが、議案第3号「令和7年度教育費予算案につい
 て」、議案第4号「令和6年度教育費補正予算案について」、議案第5号「流
 山市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例及び流山市コミュニティ
 プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の原案について」、
 議案第6号「流山市流山スポーツフィールド及び東部スポーツフィールドの
 設置及び管理に関する条例の原案について」は、市長に対する意見の申出を
 必要とする事項です。よって、流山市教育委員会会議規則第13条第1項の
 規定により非公開とし、本日の議事日程につきまして、当該案件を同会議規

則第10条第1項の規定により、各課等事務連絡の後に繰り下げたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

吉田教育長

御異議なしと認めます。よって、これらの案件につきましては非公開とし、各課等事務連絡の後に審議します。

それでは議事に入ります。

議案第2号「流山市教育振興基本計画の策定について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

学校教育部長

はじめに「第3期流山市教育振興基本計画(案)」に係るパブリックコメント手続きの結果について、改めて御説明します。本パブリックコメントにおいては、6名の方から46件の御意見をいただきました。意見の内訳としては、ICTなど情報活用に関することをはじめ、いじめ対応に関すること、保護者・地域との連携に関することなど、様々な御意見をいただいております。詳細につきましては指導課長より御説明いたします。

指導課長

A3資料 資料2の「第3期流山市教育振興基本計画(案)に対する意見と市の考え方」を御覧ください。私からは、市民の方からの御意見を受け、本計画(案)の修正をした7件について御説明いたします。

ページ番号4 4-6 御意見の要旨は「部活動の地域移行について、課題を記載した上で、具体的な策の記載を願う。」との内容であるため、「しかしながら、指導者の確保や運営に係る組織の整備、持続可能な活動にしていくためのシステムの構築が課題であると考えています。まずは、地域クラブ活動指導員を増員し、学校から切り離れた土日の地域クラブ活動を推進していきます。」と修正しました。

ページ番号6 5-5 御意見の要旨は、「本計画を推進する上で、各関係機関との連携の重要性について盛り込んでいただきたい。」との内容であるため、「こどもの健やかな成長には、学校教育だけではなく、保護者や地域、こどもを取り巻く環境が大きく影響します。子ども家庭部では、「こども基本法」に基づき、令和7年度からの5年間で1期として「流山市こども計画」を策定する予定です。本計画の基本理念は「すべてのこども・若者の育ちや子育てを地域全体で支え、こどもの権利を保障するための取組を進め、こどもに

やさしいまちづくりの実現」を目指すもので、こどもの心豊かで健やかな育ちを支援していくとしています。そのため、流山市教育振興基本計画の推進にあたっては、子ども家庭部をはじめ関係機関と連携を図りながら推進していく必要があります。」と修正しました。

ページ番号 6 5-6 御意見の要旨は、「専門家の関与の必要性について盛り込んでいただきたい。」との内容であるため、「いじめ等への対応については、法令やガイドラインに則った対応の周知徹底をはじめ、子ども一人一人の最善の利益のために、こどもを取り巻くすべての大人が同じ方向を向き、専門的な知識及び技術を用いて、丁寧な支援を行っていく必要があります。」と修正しました。

ページ番号 7 5-11 御意見の要旨は、児童生徒のいじめへの対応について警察との連携の重要性について明記を求める内容であるため、「令和5年2月7日付けで文部科学省から発出された「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」に則り、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても警察への相談・通報を行い適切な援助を求めています。」と修正しました。

ページ番号 7 5-13 御意見の要旨は、関係部署である「子ども家庭部」との連携の重要性について明記を求める内容であるため、「また、こどもの相談は、虐待やいじめなど多岐にわたることから、子ども家庭部とも連携を図りながら、こどもの権利侵害に対応する相談・救済機関の設置を検討していく必要があります。」と修正しました。

ページ番号 8 5-18 御意見の要旨は、「メール機能を活用することで、効率的な情報連絡が可能になることを盛り込んでいただきたい。」との内容であるため、「市教育委員会からの保護者宛の連絡や保護者から学校への欠席等の連絡については、メール機能を活用し学校の業務改善に繋がります。」と修正しました。

ページ番号 10 6-5 御意見の要旨は、「学校施設の断熱改修が施策に含まれていない理由と、本格的な断熱化の計画について明記すべき。」との内容であるため、「地球温暖化対策や電力消費量の削減が求められている中、大規模な改修に当たっては、断熱性能に配慮します。また、LED照明や人感センサー付き照明、環境配慮型設備を積極的に導入し、省エネルギー化に取り組めます。」と修正しました。

今後は、令和7年4月1日に第3期流山市教育振興基本計画の施行を開始する予定で考えております。

学校教育部長	今のパブリックコメント修正を踏まえたものがお手元にある冊子で、こちらが最終版となっております。 それでは議案書１ページを御覧ください。提案理由として、教育基本法第１７条第２項に基づき、国及び県の教育振興基本計画を参酌し、流山市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定するものです。これまでも教育委員会会議等において協議していただき、また各学校より選出いただいた教職員以外の代表者１名を参加者とした意見交換会、生涯学習審議会、市民へのパブリックコメント、議員の方にも説明させていただき御意見を伺い、このたびこの形でまとまったものです。
吉田教育長	本案について質疑等ありましたらお願いします。
羽中田委員	文言がだいぶ変わっている箇所もあるので、修正した内容とその意図を教えてください。
指導課長	大きな変更点としては、「こども」という表記について、御指摘を受け全てひらがなにしました。また、全ての項目に、関連するＳＤＧｓについて掲載しました。８ページ施策の体系について、「重点目標２ 豊かな心の育成」の５について、以前は「主観的ウェルビーイングの向上」という記載でしたが、御指摘を受け「自己肯定感の向上」としました。細かいところでは１２ページ下（１）の２つめの文章に「主権者」という言葉を入れたり、１４ページでは、「ウェルビーイングを向上させるには教科にも落とし込むべき」との御意見をいただいたので、「（３）個に応じた学び、協働的な学びの充実」とし、御意見を反映しました。２９ページ「（２）部活動の地域移行」について、地域移行した後でも不安があるのではないかと御指摘いただいたので、「地域クラブ活動へ移行した後も、こどもたちの活動への相談、支援を行っていきます。」を追記しました。
羽中田委員	「ウェルビーイング」は理解しがたい部分があったので、とても分かりやすくなりました。自己肯定感であれば皆理解できると思います。意見としては、８ページ「学校教育・幼児教育の推進」の７に「１人１台端末の活用」とありますが、３１ページでは「利活用」と使われています。文部科学省などでも「利活用」と使っていますし、「活用」と「利活用」は少し違うと認識

しているので、「利活用」の方が整合性が図られるものと思いました。

指導課長

そのように修正いたします。

羽中田委員

また、A I のことがパブリックコメントでも出ていましたが、令和11年度までの間で急速な伸びが予測されます。時期尚早といえども納得はできるのですが、皆の興味がそちらに向いているので、A I について少し触れるのも一案かなと感じています。もう1点、「情報リテラシー」について、モラルの育成は文言がありますが、情報リテラシーについてあまり述べられていないので、そこも少し視点を入れていく必要があるのかと思いました。恐らく意図するところは入っているのだと思うのですが。

指導課長

全てを網羅するのはなかなか難しいので、そうしたことも含まれているということで御理解いただければと思います。

吉田教育長

A I については、全く排除するわけではないのですが少し先が見えないというのもあり、確かに教育振興基本計画は5年間ですが、なかなかここに書ききれない部分があったりするので、それは各年度の重点事項として出していこうかと思います。5年後でも、どう捉えられてもおかしくないような形には仕上げておいて、ただここでは満足できない部分もあるのでそこは各年度でフォローしていきたいと思います。

羽中田委員

各年度で順次追加・補充があるということであれば十分に理解できます。

吉田教育長

ほかに御質問はありますか。

(特になし との声あり)

吉田教育長

特にないようですので、質疑等を終結します。

議案第2号は、一部修正の上、可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

吉田教育長

御異議なしと認めます。よって議案第２号は、一部修正の上、可決することに決しました。

次に、議案第７号「流山市立小学校及び中学校通学区域規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

学校教育部長

今回は、２つの事由により通学区域を改正するものとなります。お手元に配布している新川耕地地区の地図を御覧ください。１点目の事由は、新川耕地地区における町名変更で森のロジスティクスパーク１丁目から４丁目が新たに誕生するため、この町名変更に伴い、当該地区を通学区域としている西深井小学校、新川小学校、西初石小学校、東深井小学校、東深井中学校、北部中学校、西初石中学校の字の名称を変更するものです。なお、今回の変更は通学区域を変更するものではなく町名を変更するものであるため、児童生徒への影響はありません。また、当該ロジスティクスパークは物流センターがある場所であり、市民が居住し、住民登録をする地域ではないことを申し添えます。

次に「変更後の通学区域の地図」を御覧ください。２点目の事由は、現在の通学区域である流山北小学校区と八木南小学校の通学区域境が、運動公園地区の区画整備事業に伴い、土地利用計画図における街区の一部とまたがることから、通学区域の軽微な変更を行うものです。旧通学区域の境は、１１０街区、１１３街区、１１６街区、１１７街区の１、１１７街区の２、１１８街区の２、１１９街区、１２２街区、１２９街区となります。そのため新通学区域の境として、点線部分で区切りました。この線は、現在通学している児童生徒の通学区域をできるだけ変更しないよう考慮して設定しました。

吉田教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

（特になし との声あり）

吉田教育長

質問がないようですので、質疑等を終結します。

議案第７号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（異議なし との声あり）

吉田教育長	御異議なしと認めます。よって議案第7号は、原案のとおり可決することに決しました。 次に、各課等事務連絡に移ります。指導課からお願いします。
指導課長	(令和6年度市長表彰受賞者について)
博物館長	(野々下元木戸遺跡見学会について)
吉田教育長	以上の各課等事務連絡への質疑等がありましたらお願いします。
羽中田委員	毎年、市長表彰の受賞者を伺い、それぞれの児童生徒は自己肯定感が高まり、そういう意味ではとても価値のある内容だと思います。ただ、それを他の児童生徒にどのように波及していくか、受賞した児童生徒に対しての対応が必要だと思いますが、各学校で受賞した子どもたちをしっかりと紹介し、それ以外の子どもたちのやる気を是非高めるような取組をしていただきたいと思いますと思いました。
指導課長	各学校では表彰集会を実施しており、全ての学校で市長表彰をはじめ、これ以外にもさまざまな賞を受賞している子どもたちもいますので、そちらも含めて子どもたちの前で紹介されています。
吉田教育長	そのほか、何かございますか。 (特になし　との声あり)
吉田教育長	特にないようですので、各課等事務連絡についての質疑等を終了します。 続きまして、先ほど非公開と決定しました案件に入ります。 (傍聴者がいないため、退席者なしで審議開始) 議案第3号「令和7年度教育費予算案について」 教育長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

議案第４号「令和６年度教育費補正予算案について」

教育長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

議案第５号「流山市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例及び流山市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の原案について」

生涯学習部長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

議案第６号「流山市流山スポーツフィールド及び東部スポーツフィールドの設置及び管理に関する条例の原案について」

生涯学習部長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

吉田教育長

以上をもって、本日教育委員会会議に付議された案件の審議は終了いたしました。

以上で、令和７年流山市教育委員会会議第２回定例会を終了します。

（閉会 午前１１時１５分）